

平成29年9月1日

企業代表者様

京都人権啓発行政連絡協議会

【構成機関】 京都地方法務局・近畿財務局京都財務事務所
京都労働局・近畿農政局・近畿経済産業局
近畿運輸局京都運輸支局・近畿地方整備局
京 都 府 ・ 京 都 市

平成29年度人権研修会の開催について（御案内）

初秋の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協議会の人権啓発活動に格別の御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。皆様におかれましては、常日頃から人権が尊重された良好な職場環境の保持、公正な採用選考及び企業内での人権研修などに積極的な取組を進めていただいていることにつきまして、深く敬意を表します。

さて、当協議会では、このような皆様の主体的な取組を支援し、より一層効果的な研修等を進めていただくため、毎年、人権研修会を開催しております。

つきましては、本年度の人権研修会を下記のとおり実施いたしますので、御多忙中とは存じますが、多数御参加くださいますよう御案内申し上げます。

なお、この研修会は、京都市の平成29年度第6回企業向け人権啓発講座に位置付けて開催します。

記

- 1 日時 平成29年10月25日(水) 午後2時～午後4時(開場：午後1時30分)
- 2 場所 京都市呉竹文化センター ホール
(京都市伏見区京町南七丁目35番地の1)
- 3 内容 講演(1) 午後2時00分～
演 題 「ダイバーシティ推進とLGBTについて」
講演者 大阪府立大学大学院
人間社会システム科学研究科教授 東 優子 氏

講演(2) 午後3時30分～

演 題 「職場のハラスメントについて」

講演者 人権擁護委員・弁護士 稲垣 眞咲 氏

講演

(1) 「ダイバーシティ推進とLGBTについて」

以下、講演者からのコメントです。

LGBTなど性的マイノリティについて、彼らの就学・就労問題や高い自殺関連経験率の背景には、性的指向や性自認の多様性に対する差別・偏見があります。LGBTに限らず、障害のある人々や女性、外国人など、個人の「生きづらさ」の主な原因は、「多様性」に不寛容な社会が生み出すものです。ということは、社会が変わることで解消される問題がたくさんあるということです。「多様性との共生社会」とはどのような状態なのか、一緒に考えてみませんか。

※事前に募集した質問に回答します。

(2) 「職場のハラスメントについて」

ハラスメントが起きてしまったときに発生する可能性のある責任、対処法、ハラスメントのない職場にするためにどうすればよいかについて解説します。

4 参加要領

当研修会についてのお申込みは、平成29年10月13日(金)までに、別紙「企業対象人権研修会 申込兼受付票」を、京都市文化市民局 暮らし安全推進部 人権文化推進課 へFAXでお送りいただくか電子メールに所要事項を記載して送信してください。また、研修会の受付票となりますので、当日御持参くださいますよう、お願いいたします。

FAX：(075) 366-0139

電子メール：jinken@city.kyoto.lg.jp

お問合せ先 京都市文化市民局 暮らし安全推進部 人権文化推進課

電話：(075) 366-0322

本研修会は、厳しい経済情勢の中、社会的責任を強く求められる企業の皆様の負担を増やすことなく、人権尊重を基盤とする活動へのヒントや最新情報を御提供する機会といたしております。是非とも御参加ください。

※ 定員600名になり次第、申込みを締め切らせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

5 その他

○ 駐車場は御用意しておりませんので、公共の交通機関を御利用ください。

京都市人権啓発行政連絡協議会とは

京都府内を行政区域とする国の行政機関・京都府・京都市が相互に連携し、人権擁護思想の普及・高揚に資するため、効果的な人権啓発活動の推進に努めています。

[構成機関] 京都地方法務局・近畿財務局京都財務事務所・京都労働局・近畿農政局
・近畿経済産業局・近畿運輸局京都運輸支局・近畿地方整備局
・京都府・京都市

「企業対象人権研修会」申込 兼 受付票

平成29年10月25日(水) 午後2時～午後4時
京都市呉竹文化センター ホール

ふりがな 企業名(事業所名)	
所在地	電話 FAX
業種	
事業規模	20人未満・20人～29人・30人～49人・50人～99人・100人～299人・300人以上
参加者氏名 [役職名]	氏名 _____ [役職名] _____ ほか 名
受講配慮	手話※・要約筆記※・磁気誘導ループ※・車椅子・補助犬 (※手話・要約筆記・磁気誘導ループについては、10月10日(火)までにお申し込みください。)
質問内容 ※	

※記載いただいた個人情報は、本研修会の実施運営及び京都人権啓発行政連絡協議会活動にのみ利用します。
講演(1)について、質問を事前に募集します。お送りいただいた質問から構成機関において、いくつか質問を選ばせていただき、講演日当日に講演者に回答を頂きます。

参加を希望される方は、所要事項を御記入のうえ、平成29年10月13日(金)までに、京都市文化市民局
人権文化推進課へFAXでお送りいただくか、電子メールに必要事項を記載して送信いただきますと
ともに、当日、御来場の際に受付に御提出ください。

※ 定員600名になり次第、申込みを締め切らせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

記

《申込先》京都市文化市民局 暮らし安全推進部 人権文化推進課

FAX (075) 366-0139 電子メール: jinken@city.kyoto.lg.jp

お問合せ: TEL (075) 366-0322

《会場案内》公共交通機関でお越しください!



〈所在地〉

京都市伏見区京町南七丁目35番地の1
(TEL(075)603-2463)

〈交通案内〉

電車での御来館の場合

●京阪本線「丹波橋」駅下車、
南改札口から出て、西口前すぐ

●近鉄京都線「丹波橋」駅下車
改札出て、京阪電車連絡通路に進み、西口前すぐ
※両電車とも、ホームから改札口に、また、
西口から地上出口に、それぞれエレベーター
が設置されています。

バスでの御来館の場合

●市バス(南8系統)

「板橋」又は「丹波橋」下車西へ5～8分

第24回障害のある市民の雇用フォーラム

～一人一人の働きたいという願いを実現するために～

主催 巣立ちのネットWORK（京都市、京都市教育委員会など）

内 容

総合支援学校生徒の進路開拓・開発と定着に取り組む「巣立ちのネットWORK」主催のフォーラムのうち、第2部の〈発表と報告〉を第7回企業向け人権啓発講座に位置付けて開催します。

総合支援学校で学習や就労実習に励んでいる生徒と進路・就職等の指導相談を担当する教員からの発表に続いて、積極的な雇用に取り組んでいる企業や関係機関、総合支援学校校長の報告を行います。

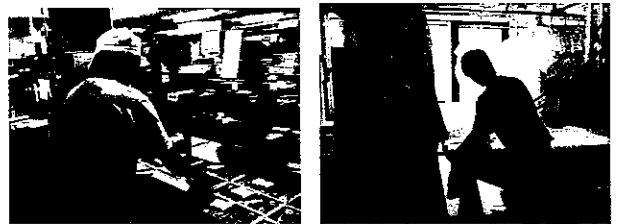
障害のある市民の雇用促進と雇用継続に向けたこのフォーラムを通じて、障害のある方々についての理解を深め、一人一人の能力を十分に発揮できる職場づくりについて、共に考えましょう。

〈発表と報告〉

発表「京都市立総合支援学校の進路の取組について」

- ・京都市立呉竹総合支援学校 進路指導主事
- ・京都市立白河総合支援学校 在校生

卒業生の様子



報告「障害のある方の就業を支援する

～雇用継続のための工夫～

- ・株式会社キング物流 障害者担当主任 上原 哲保 氏
- ・京都障害者就業・生活支援センター、京都市障害者職場定着支援等推進センター 所長 戸田 則子 氏
- ・京都市立白河総合支援学校 校長 松田 実

日 時 平成29年11月8日（水）14：45～17：00（受付14：20～）

会 場 京都市総合教育センター 永松記念ホール（4階）（下京区河原町通仏光寺西入）

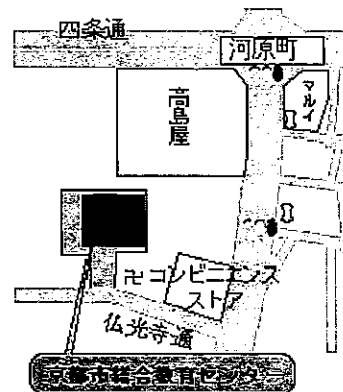
対象者 京都市内に事業所を持つ企業等の経営者層、総務・人事責任者、人権研修推進者等

※フォーラムの第1部として、13:30から開会式及び支援学校卒業生の勤続5年表彰、雇用企業への感謝状の贈呈式が行われます。こちらからの参加も可能です。（受付13：00～）

〈交通アクセス〉

- ・京都市バス「四条河原町」下車 徒歩約5分
- ・京阪「祇園四条」下車 出口3番から徒歩約10分
（エレベーター設置出口7番から徒歩約10分 約660m）
- ・阪急「河原町」下車 出口4番から徒歩約5分
（エレベーター設置出口3番から徒歩約6分 約410m）

駐車場はございませんので、御来場は公共交通機関を御利用ください。



【申込期間 平成29年9月1日（金）～11月1日（水） 先着100名】

裏面の申込書*に必要事項を記入してFAX（075-366-0139）でお送りいただくか、電子メール（jinken@city.kyoto.lg.jp）に必要事項を記載し、送信してください。

（*ホームページからダウンロード可）

〈お問合せ〉

京都市文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課（企業啓発担当）

電話（075）366-0322（平日の午前8時45分～午後5時30分）

*ホームページ「京都市：トップページ（<http://www.city.kyoto.lg.jp/> 又は左記名称で検索）」から画面上部「暮らしの情報」→画面右下部「人権・企業啓発」→「企業向け人権啓発講座」を御覧ください。

参加申込書 11/1 (水) 締切り

下記の講座に、参加を申し込みます。

京都市文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課(企業啓発担当)〔FAX番号 (075)366-0139〕宛て

平成29年度第7回企業向け人権啓発講座(中小企業庁委託事業)

第24回障害のある市民の雇用フォーラム

～一人一人の働きたいという願いを実現するために～

主催 巣立ちのネットWORK(京都市,京都市教育委員会など)

日時 平成29年11月8日(水) 14:45~17:00

会場 京都市総合教育センター 永松記念ホール(4階)

【所在地 下京区河原町通仏光寺西入】

先着100名

参加費無料

記入又は、該当するものに○を付けてください。

項目	記入欄
事業所名(ふりがな)	
所在地	※ 京都市外の場合は、京都市内にある事業所名も御記入ください。
業種	
事業所の規模	20人未満・20人~29人・30人~49人・50人~99人・100人~299人・300人以上
参加者名	
参加者役職名	
連絡先	電話 FAX
受講の際の必要事項等	手話*・要約筆記*・磁気誘導ループ*・車椅子・補助犬 (※手話・要約筆記・磁気誘導ループについては、10月25日(水)までにお申し込みください。)

「企業向け人権啓発講座」は、様々な視点から現状を知り、対応について考え、社内における人権尊重の風土づくり及び企業と社会の持続可能な成長に役立てていただくことを目的とする、企業の経営者層、総務・人事責任者、人権研修推進者等を対象とした講座です。

申込期間終了後に受講票を送付いたしますので、本講座受講時に御持参ください。

【個人情報の取扱いについて】いただいた個人情報は、京都市個人情報保護条例に基づき、他の目的には一切使用しません。

発行 京都市文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課
京都市印刷物第294443号
平成29年9月発行



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

お知らせ

公正な採用選考をはじめとする 人権尊重を基盤とした活動を行うとともに 「企業内人権啓発推進員」の設置をお願いします。

企業が従業員をはじめ、企業と関わる全ての人々の人権尊重を基盤とする活動を行い、企業内における人権尊重の気風を醸成することは、企業の持続可能な成長につながるとともに、企業が社会の一員としてその責任を果たすうえでも大変重要なことです。

京都人権啓発行政連絡協議会(※)では、従業員 30 人以上の企業に対し、従業員の公正な採用選考の実施、人権の尊重に配慮した職場環境づくりなど、人権問題の解消に向けた取組を推進していただくため、「企業内人権啓発推進員」の設置をお願いしています。

このような趣旨を御理解いただき、まだ「企業内人権啓発推進員」を設置していない企業におかれましては、人事・労務等担当の責任者の方から推進員 1 名を選出していただき、人権尊重を基盤とする活動の推進に向けて、更なる取組を行っていただきますようお願いいたします。

「企業内人権啓発推進員」の設置や変更をされた場合は、別紙にて京都地方法務局人権擁護課[FAX(075)222-0836]まで御連絡ください。

また、人権啓発推進員について不明な点がございましたら京都地方法務局人権擁護課(075-231-0131)または京都労働局雇用環境・均等室(075-241-3212)まで御連絡ください。

※ 京都人権啓発行政連絡協議会とは

京都府内を行政区域とする国の行政機関・京都府・京都市が相互に連携し、人権擁護思想の普及・高揚に資するため、効果的な人権啓発活動の推進に努めています。

〈構成機関〉 京都地方法務局・近畿財務局京都財務事務所・京都労働局・近畿農政局
近畿経済産業局・近畿運輸局京都運輸支局・近畿地方整備局
京都府・京都市

企業内人権啓発推進員名簿(新設・変更)

(平成 年 月現在)

企 業 名			
所 在 地	〒		
代表者(社長)名		業 種	
電 話 番 号		従業員数	
企業内人権啓発 推進員氏名	/	役 職 名	氏 名
	新 設		
	変 更 前		
	変 更 後		
備 考			
人権啓発推進委員会等 が設置されている場合 はその名称及び構成等			

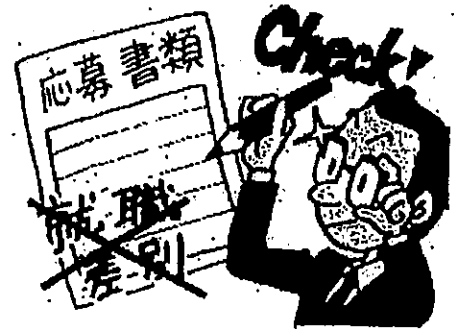
Ⅲ 「採用選考時に配慮すべき事項」 ～就職差別につながるおそれがある 14 事項～

就職差別につながるおそれがある具体的事項として、少なくとも、

- 適性・能力に関係のない事項（本人に責任のない事項や、本来自由であるべき事項（思想信条にかかわること）を、応募用紙・面接・作文などによって把握すること
 - 身元調査・合理的必要性のない採用選考時の健康診断を実施すること
- など 14 事項をあげることができます。

（適性・能力に関係のない事項の把握）

- ★ 労働者に求められる適性と能力の内容は、職種の仕事内容によって異なります。
- ★ そのため、応募者からどんな事項を把握することが適当か、あるいは適当でないかは、一概に断じられるものではなく、職務内容に応じて、把握することが真に合理的であるかどうかという観点で判断しなければならないものといえます。
- ★ しかしながら、少なくとも、「本人に責任のない事項」や「本来自由であるべき事項（思想信条にかかわること）」は、本人の適性・能力に関係のない事項であると考えられます。
- ★ このため、これらの事項を、応募用紙（エントリーシートを含む）に記載させる・面接時において尋ねる・作文を課すなどによって把握することは、就職差別につながるおそれがあります。
- ★ 「戸籍謄（抄）本」や「現住所の略図等」を提出させることは、これらの事項を把握することになります。



（身元調査、合理的必要性のない採用選考時の健康診断）

- ★ 「身元調査」、「全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書（様式例）に基づかない事項を含んだ応募書類（社用紙）の使用」、「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断（健康診断書の提出）」は、就職差別につながるおそれがあります。

（就職差別につながるおそれがある 14 事項）

- ★ 労働者に求められる適性と能力の内容は職務内容によって異なりますが、少なくとも各職務に共通して就職差別につながるおそれがある事項としては、次の 14 事項をあげることができます（これらに限られるわけではありませ

「採用選考時に配慮すべき事項」 ～就職差別につながるおそれがある14事項～

次の①～⑭の事項を、応募用紙（エントリーシートを含む）に記載させる・面接時において尋ねる・作文を課すなどによって把握することや、⑫～⑭を実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

（本人に責任のない事項の把握）

- ① 「本籍・出生地」に関する事
- ② 「家族」に関する事（職業・続柄・健康・地位・学歴・収入・資産など）
- ③ 「住宅状況」に関する事（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
- ④ 「生活環境・家庭環境など」に関する事

（本来自由であるべき事項（思想信条にかかわること）の把握）

- ⑤ 「宗教」に関する事
- ⑥ 「支持政党」に関する事
- ⑦ 「人生観・生活信条など」に関する事
- ⑧ 「尊敬する人物」に関する事
- ⑨ 「思想」に関する事
- ⑩ 「労働組合・学生運動など社会運動」に関する事
- ⑪ 「購読新聞・雑誌・愛読書など」に関する事

（採用選考の方法）

- ⑫ 「身元調査など」の実施
- ⑬ 「全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書（様式例）に基づかない事項を含んだ応募書類（社用紙）」の使用
- ⑭ 「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施

（注2）「現住所の略図等」を提出させることは、③④などの事項を把握したり、⑫の「身元調査」につながる可能性があります。

（注3）⑭は、通常、採用選考時において合理的・客観的に必要性が認められない「健康診断書」を提出させることを意味します。